

国家戦略特区 成長戦略改訂に向けた当面の対応について

2014年5月12日

秋 池 玲 子  
坂 根 正 弘  
竹 中 平 蔵  
八 田 達 夫

今回指定された6か所の国家戦略特区においては、特区ごとに早急に区域会議を立ち上げ、前回の諮問会議での総理のご指示にもあるとおり、区域計画（事業計画）を、早いものは夏までにまとめる必要がある。

1、区域会議運営の基本的考え方について

このため、諮問会議有識者議員として、区域会議の円滑な立ち上げ、運営の際のポイントをまとめた「区域会議運営の基本的考え方」を別添1のとおり提示する。

これにより、6か所の特区のうち早いものについては、6月に予定されている成長戦略の改訂時に間に合うよう区域計画をまとめ、目に見える形で早期に、規制改革と具体的事業の実現を図るべきである。

2、当面の追加の規制改革事項等について

また、「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」（平成25年10月18日日本経済再生本部決定）における規制改革事項（いわゆる「初期メニュー」）以外で、今回指定された特区におけるこれまでの提案や、それ以外の区域も含め「積み残し」となっている重要事項を、別添2のとおり提案する。

当面、少なくともこれらの事項については、昨年の成長戦略策定時と同様に今年も、6月の成長戦略改訂版に改革の成果を盛り込むべく、国家戦略特区ワーキンググループ等において直ちに関係各省と、全国規模又は特区における改革実現に向けた議論を行うべきである。その際、必要に応じ、産業競争力会議や規制改革会議とも密接に連携を図る。

## 国家戦略特区 区域会議運営の基本的考え方

### 1、趣旨

- ・ 今回指定されたそれぞれの国家戦略特区において区域会議を早急に立ち上げ、その運営を円滑に行うことにより、総理のご指示どおり、早いものは夏にも「区域計画」をまとめる。なお、区域会議の設置・運営は、各区域の実情に応じて柔軟に対応すべきである。

### 2、区域会議の「本会議」(特区担当大臣等のトップが出席する会議をいう。以下同じ)

#### (1) 開催場所、初回開催時期など

- ・ 本会議の開催場所は、原則当該指定区域とするが、東京及びその他の地域での開催も可能とする。また、必要に応じ高い頻度で開催することとするが、原則毎月1回、国家戦略特区諮問会議にその進捗状況を報告する。
- ・ 初回の区域会議については、早いものは5月ないし6月にも開催し、区域計画案の審議、できれば計画の作成を早急に行う。
- ・ 区域会議の運営にあたっては、関係自治体間の競争の確保にも配慮する。

#### (2) 出席者

(注：「出席者」とは、法律上の区域会議の構成員とは異なるもの)

- ・ 基本方針にもあるとおり、「政府(国)」、「自治体」、「民間」の三者が対等な立場で、トップ同士による実質的審議に基づく合意形成を行えるよう、本会議への三者それぞれからの出席者数については、
  - ① 「東京圏」「大阪圏」については、3名程度
  - ② それ以外の区域については、2名程度を目途とする。

#### ア) 「政府(国)」からの出席者

- ・ 区域会議を構成する「政府」の法律上の構成員は特区担当大臣のみであり、必要に応じ関係大臣も出席する。また、特区諮問会議と区域会議の有機的連携の確保のため、内閣総理大臣および特区担当大臣は、必要に応じ、有識者(特区諮問会議民間議員など)を陪席させ、意見を述べさせることができる。

#### イ) 「自治体」からの出席者

- ・ 「自治体」からの出席者については、当該区域が、
  - ① 都道府県単位で指定されている場合は、当該都道府県知事
  - ② 市町村単位で指定されている場合は、当該市町村長
 を原則とし、関係自治体に調整を要請する。なお、規制権限を有している場合や関係事業を実施している場合などは、必要に応じ出席するものとする。
- ・ なお、関係自治体の数が多い「東京圏」「関西圏」については、当該区域ごとに「関係自治体協議会」等を設置した上で（既存の団体の活用等もあり得る）、代表・副代表等を選出することを検討する。これにより、本会議前に関係自治体の意見集約を図る。

#### ウ) 「民間」からの出席者

- ・ 「民間」からの出席者についても、「関係事業者協議会」等を設置した上で（既存の団体の活用等もあり得る）、代表・副代表等を選出する。その際、有識者等への委任も可能とする。これにより、本会議前に関係事業者の意見集約を図る。
- ・ そもそも区域会議の構成員たる「民間」事業者は、「特定事業を実施すると見込まれる者として、内閣総理大臣が選定した者」とされており、区域会議を立ち上げる前に、各区域において、当面想定される、
  - ① 「特定事業」（いわゆる「初期メニュー」に関する規制改革関連事業を含む。以下同じ。）の種類、数
  - ② それぞれの「特定事業」ごとに想定される実施事業者のイメージ、その選定方法
 などについて、政府及び関係自治体で十分に精査の上、事業者が複数に及ぶ場合は代表者候補等を決定し、その選定手続きを速やかに行う。

#### エ) その他の出席者

- ・ 「区域計画に密接な関係を有する者」（地域の経済団体や金融機関等）については、事前調整のための下部組織における出席を求める。

### 3、区域会議の下部組織（分科会等）

- ・ 区域会議は、本会議の決定に基づき、必要に応じ、その下部組織（分科会等）を、
  - ① 「特定事業」や「分野」ごと
  - ② 特に「東京圏」「大阪圏」については、都道府県等の「地域」ごとに設置することを妨げないものとする。
- ・ 区域会議の構成員・出席者等については、比較的柔軟な選定が可能とするが、本会議と同様、「政府（国）」、「自治体」、「民間」の三者が必ず対等な立場となるよう、十分に配慮する。

国家戦略特区 当面の追加規制改革事項等 (例)

当面、特区の事業実現に必要な大胆な税制措置を含め、少なくとも以下の規制改革事項については、6月の成長戦略改訂版に改革の成果を盛り込むべく、国家戦略特区ワーキンググループ等において直ちに関係各省と、少なくとも特区における改革実現に向けた議論を行う。

<雇用・労働>

- 女性の活躍推進のための外国人家事支援人材の活用
- 特区での多様な外国人受入れのための新たな在留資格の創設(創業人材・新規企業スタッフなど)
- 労働基準監督署による監督指導の徹底などでの、新規企業等への新たな労働時間制度の適用

<介護・保育・教育>

- 社会福祉法人・学校法人と株式会社のイコールフッティング(バウチャーの活用など)
- 大学のガバナンス改革に伴う運営柔軟化

<農業>

- 6次産業化推進のための農業生産法人の出資・事業要件の緩和
- 農地転用の柔軟化

<対日投資促進等>

- グローバル金融監督機能の強化
- 法人設立手続きの簡素化・迅速化
- 入管・検疫手続きの迅速化(民間委託等)
- 保税地域の要件緩和(総合保税地域の指定など)